

<リースのメリット>

・常に最新の設備が使える

OA 機器や IT 機器などの設備は、新しい技術を取り入れた機器が次々開発されるため、期間が経過すると陳腐化してしまいます。しかし、リース契約で設備を導入し、耐用年数に合わせたリース期間を設定すれば、常に最新の設備を使用することが可能になります。

・少額で設備を導入できる

リース契約では、導入時に多額の初期費用が必要なく、月々わずかなリース料で設備導入ができます。そのため、余剰資金を運転資金へと回すことができます。

・リース料を経費にできる

設備を購入した場合には減価償却分のみが損金となり、全額を経費扱いにはできません。しかし、リース契約で設備を導入すれば、毎月のリース料全額を経費扱いにできます。また、月額料金が一定のため、ランニングコストを把握しやすいといったメリットもあります。

<リースのデメリット>

・所有権がない

リースする物件の所有権は、リース会社にあります。通常の使用において不都合は生じませんが、リース期間が終了した後もその物件の使用を希望する場合は、再リース料が発生します。

・保守・修繕義務がある

リースした物件の保守・修繕義務はユーザーにあります。

・中途解約ができない

日本で一般的に「リース」という場合は、ファイナンスリースを指します。ファイナンスリースは、ユーザーが選んだ物件をリース会社がユーザーに代わって購入し、貸与する取引であり、税法上、中途解約ができません。どうしても解約をしたいときは、残りのリース料を一括で支払い、強制的に契約満了するしかありません。

・支払総額が割高となる

リース料金には、リース会社の手数料や保険料、金利、固定資産税などが含まれています。そのため、最終的な支払総額は、購入するよりも割高となる場合があります。

リースとレンタルの比較

	リース	レンタル
契約期間	原則、中長期利用 (削レポに於いては、任意の3年4年5年のいずれか)	一時利用の短期 (最低1日以上から)
対象物件	ユーザーの希望物件をリース会社が購入して貸借	レンタル会社が所有する物件から選択
中途解約	原則的に不可	可能
物件の所有権	リース会社	レンタル会社
保守・修繕義務	ユーザーレンタル会社 (削レポ用タブレットは、メーカー保守有。 3年延長可能)	レンタル会社
料金体系	物件価格×リース料率	一定の料金設定
月額料金	レンタル料よりも割安に設定	リース料よりも割高に設定
契約終了後の扱い	リース会社に返却、または再リース契約を結び延長利用	返却